# ID:　1087

## 担当部署:　福祉課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 被保険者証の再交付 |
| **法令名****根拠条項** | 介護保険法施行規則　第27条第1項 |
| **法令番号** | 平成11年厚生省令第36号 |
| 【基準】　省令第27条第1項の規定による。　(被保険者証の再交付及び返還)第27条　被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。(1)　氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号(2)　再交付申請の理由2　被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。3　被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。 |
| **標準処理期間** | 30日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |